

モノづくり・創業部会（第8回）

平成20年1月21日（月） 13時30分～15時30分
帯広市役所 10階第2会議室

1 開会 （ 全体司会： 運営責任者 ）

2 議事

（1） 前回までの状況、今後の流れ

（2） 「地域ブランド」について

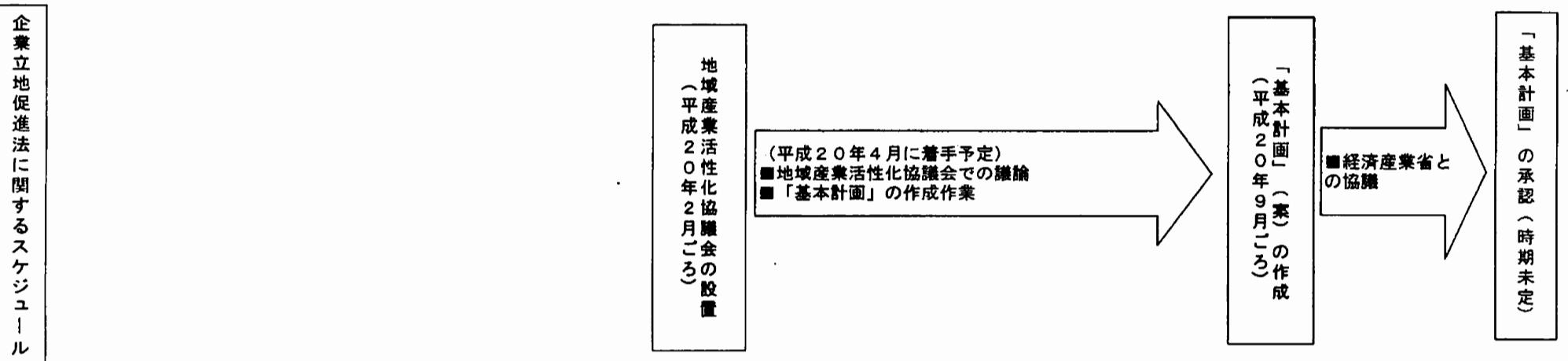
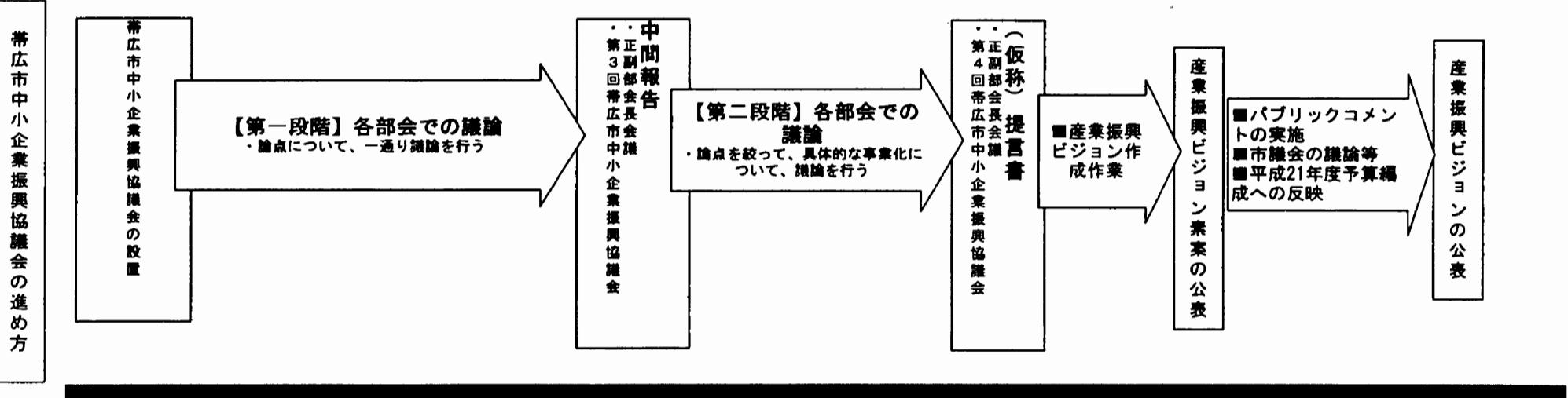
（3） 次回の開催予定

3 閉会

帯広市中小企業振興協議会【今後のスケジュール（案）】

資料

7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	-----	-----	-----	---------	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----



帯広市中小企業振興協議会 3部会の議論経過

●ものづくり・創業		●インターンシップやキャリア教育について（第5回で論議案約）	・中高生向けの教育は必要、地域としての人材育成のビジョンを策定すべき	●観光資源	
・創業に適した地域の条件について	・帯広市ホームページの改善を含め、情報発信体制を強化すべき			・観光拠点施設	・新たなものを作るよりは、今十勝にあるものを「組み合わせ」て魅力創りをすることが大切
	・高齢者層や団塊の世代をターゲットにした起業支援体制が必要	●中小企業が求める人材育成（研修）の実施について（第5回で論議案約）	・市や帯広商工会議所などが実施する研修について、実効性を検証する仕組みが必要		・農業や「食」という十勝ならではの「本物」を体験することも大切。地元の人が、まず体験することも大切
	・起業者育成（インキュベーション）施設や、相談サロンが必要		・人材育成に意欲的な企業であっても、必ずしも効果的に実施できない。コーディネーター役が必要	・イベントコンベンション	・十勝管内のイベント交流など、地域が自らのイベントとして、市民参加し盛り上げていけるような仕掛けが必要
	・ふるさと納税制度や寄付制度などを活用した「地域ファンデー意窓あるお金」の検討が必要			・物産と食観光	地産地消や旬の食材提供など、流通経路確保などを含め、総合的な推進のきっかけづくりが必要
	・失敗を乗り越え成功した起業者への「依田勉三賞」の創設	●中小企業の第三者繼承について（第6回で論議予定）	・企業再生と事業再生は異なる。事業再生は、企業再生より可能性が高く、雇用が守られる		
			・事業再生に取り組む人たち（弁護士、会計士、税理士など）には、ノウハウが必要	●観光宣伝・サービス	
●産学官連携・産業クラスター形成				・観光宣伝	・個人、グループなど宣伝する対象を考慮すべき
・産学官・産業間連携の取り組みについて	・「食」を中心とした創業を支援する食品加工技術習得専門コースを、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターや高等専門学校などに設置	●中小企業が求める情報提供のあり方について（第7回以降）	・国、道、市、いずれもその施策が知られていない。また使いにくい、手間腳がかかる。		・穴場情報など、情報の発信力を強化すべき
			・インターネットなどを活用して、必要な人に情報提供していく仕組みが必要	・受入環境と観光サービス	・シニックバイエイに取り組むべきでは
					・外国語研修を含め、業界向けのホスピタリティ研修が必要
●ブランド形成	（今後、議論のテーマとして取り上げる予定）	●中小企業者の交流の活性化について（第7回以降）	・異業種交流は必要。経営者だけでなく、若い人や現場で実際に働く人の参加が必要。		
・地域ブランドについて			・地域外の人との交流も大切。地域内の場合は、目的を設定したり、大学等研究機関と情報交換する場づくりなど工夫が必要	●航空路線網・国際チャーター	・航空費を安くするために、ダブルトラッキングは必要
					・航空路線網の利便性の向上
		●中小企業の資金調達について（ファンド）（第7回以降）	・地域経済活性化を支援する地域ファンドを、行政が中心となつて金融機関と連携して検討すべき	・国際チャーター便就航の促進	・魅力ある人に移住してもらえる仕組みが必要
			・理念、理想に共感した人が出資する創業基金のようなものが考えられる		
		●中小企業の経営革新について（第6回で論議予定）	・相談機能の充実が必要		
			・第三者が経営上の問題についてアドバイスする仕組みを検討すべき		

産業基盤部会の議論に反映させるべき内容

●物流の共同化	・高速道路が4年後、札幌市まで開通する。「攻め」の姿勢で取り組むため、物流の共同化に取り組むべき。				

地域ブランドってなに?





北海道は 地域ブランドの種が一杯。

CONTENTS

● ブランドとは.....	3
● 地域ブランドとは.....	4
● しん価値創造への取り組み.....	5-6
● 地域ブランド形成に向けた具体的な取り組み.....	7-8
● 部門別の具体的な取り組み（チェック）.....	9-10
● 支援制度マトリックス表.....	11-12
● 地域ブランド形成に活用できる主な支援制度.....	13-14
● 北海道経済産業局の支援事例について.....	27~30



産業が国際化、国際分業等へ進展していく大競争時代において、地域の産業が他地域に打ち勝つための競争力を獲得するためには、地域内の産業間の結び付きを強め、地域の独自性を發揮した産業育成を図ることが重要であり、各地域がそれぞれの個性や魅力を活かし、地域資源の活用により差別化した製品やサービスを創出する等、地域のブランド力を高めながら、市場競争力を獲得していくことが必要です。

事業者は、消費者(生活者)に向けて、商品・サービスに対する思い、こだわり、売り(価値)等を情報発信しながら商品・サービスを提供していきます。情報発信は、商品販売、広告、ニュース記事、Web、口コミ等を通じて行われます。

一方、消費者は、実際に商品を使ってみたり、事業者からの情報発信を受けたり、第三者や専門家・評論家の評判を聞くことにより、商品そのものと商品に対する生産者の思い、こだわり、売り等について評価をし、その商品と生産者を信用・信頼し、商品に対して欲しいという欲求、憧れ、愛着等が湧き起こることによりブランドが形成されていきます。多くの人にその様な感情を発生させることによりブランドが強くなっていくことになります。

■ブランドとは、人からの評価で成り立つ。

■ブランドとは、評価する人の意思の中に表れてくるもの。

■ブランドとは、目的のものが欲しくなるという人の感情によって作られるもの。

従って、事業者の一方的な思いでは、成立しません。また、評価されるだけではなく、買っていただき、満足されて初めて事業としてのブランドが成立します。



参考

ブランドとは、「商品や組織に対するステークホルダー(消費者や顧客、関係者などの利害関係者)からの評価」のこと。つまり、販売量や利益だけを目的とした「いかに売るか」「儲けるか勝ち」という発想ではなく、商品や企業の魅力(差別的優位性)と評価を高めることによって、商品や企業の価値を高めるのが「ブランド戦略」である。これは地域ブランドにもあてはまる。つまり、地域ブランド戦略とは「いかに売るか」という指標ばかりではなく、新たに「どれだけ評価されているか」という指標を導入し、その評価を高めるように行動するというものである。だから、「売るためには何をすればいいか?」という発想ではなく、「消費者からの評価を高めて、支持されるようになるには、何をすればいいか?」という視点で商品開発やマーケティングや、地域活性化を考えようという戦略なのだ。

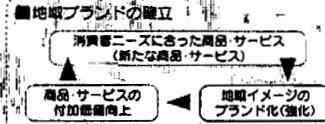
【中小機構「地域ブランドマニュアル」より引用(<http://www.smrj.go.jp/keiei/chikibrand/index.html>)】

ブランドが成り立つ時に、消費者の意識にはそのブランドの何らかのイメージが形成されています。それは、評価したその商品そのものであったり、その商品の背景、事業者のこだわり等であったりします。そこで、事業者は、そのイメージに地域イメージ(景観、自然、歴史、風土、文化、素材など)を関連させ、地域独自の素材、製法、技法等を活用し商品・サービスの開発や高付加価値化を図るとともに、地域ブランドイメージとしても情報発信することにより、一種の差別化された価値を生み出します。その価値が消費者に広く認知され信頼を得て求められることで地域ブランドが形成されることになります。地域ブランド形成を地域全体で取り組むことにより、相乗効果を出し、より強い地域ブランドが形成されます。



参考

(1) 地域ブランドとは
●地域ブランドとは、(1)地域の商品・サービスのブランド化と(2)地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという戦略的な地域経済の活性化を図ること。



【第1回日本ブランド・ワーキンググループ 経済産業省の資料より引用
(http://www.kantei.go.jp/policy/telki2/tyousaku/contents_brand/041124gijsdai.html)】

●地域ブランドは、それぞれの地域イメージ(景観、自然、歴史、風土、文化、素材等)と関連させながら、商品・商品・サービスの開発や高付加価値化に地域全体を取り組むことにより、二種の差別化された価値を生み出し、その価値が広く認知され求められることで形成される。

【北海道経済産業局地域ブランド形成戦略指針1頁より引用
(http://www.hkd.meti.go.jp/hokko/child_brand/program_sisin.pdf)】

(2) 特產品との違い

特產品とは、地域独自の農作物や加工品を指す。一部の特產品には、ブランドに纏するものがあるが、革の製法のまま作り抜けられているだけで、ほかの地域にも類似するものがある場合が多い。また、特產品には、生産者の一方的な供給であることが多い。



観光、サービス、地域ブランドは、単一の企業、業界、自治体等だけで成立していることはほとんどありません。そのため、地元の単一での取り組みでは効率が悪く、波及効果や大きな成果になり難い状況にあります。また、地域経営的視点や総合力強化の視点での取り組みが必要であるにもかかわらず、実際には該当商品・サービスに関する取り組みで地域活性化のチャンスが拡大する可能性が出てきております。そのような動きを効果的に活用するためには、クラスター

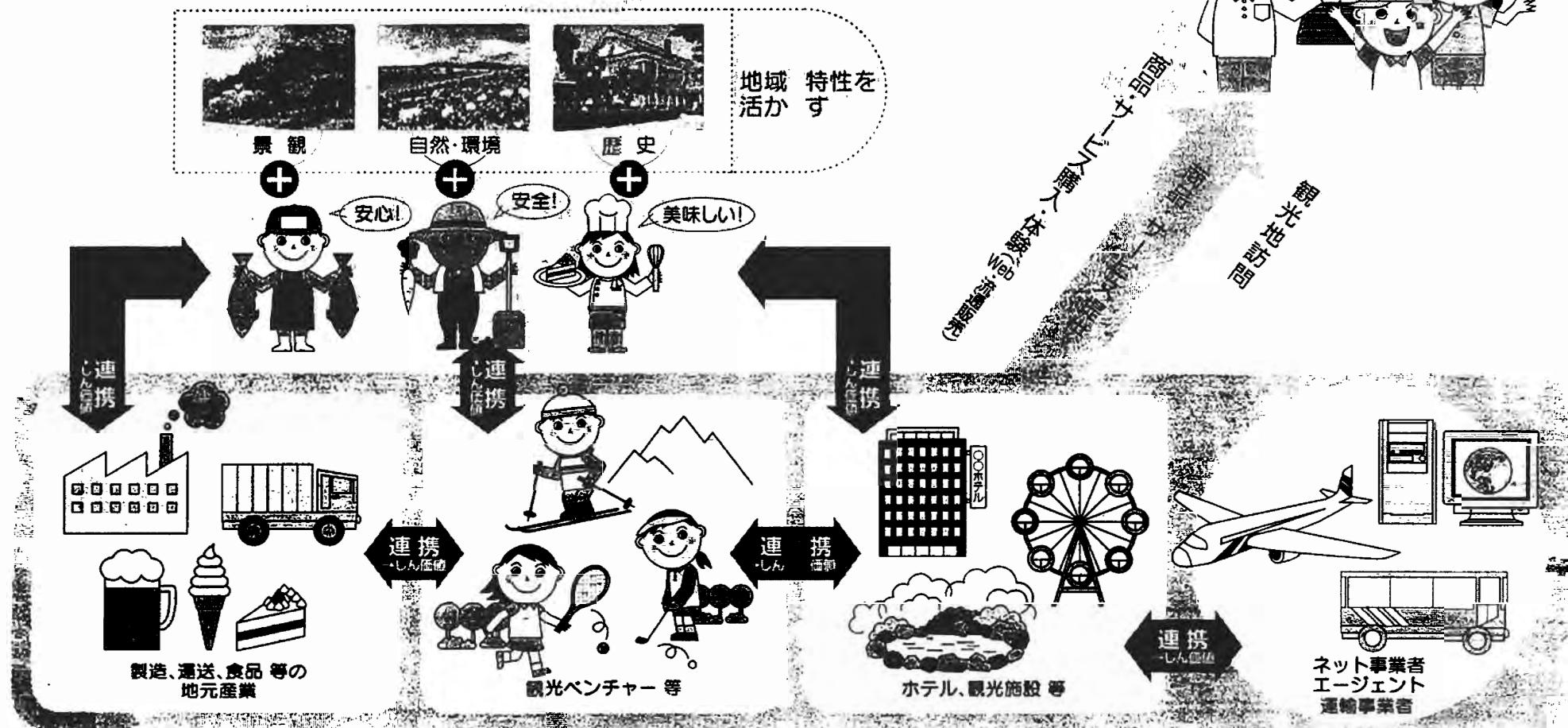
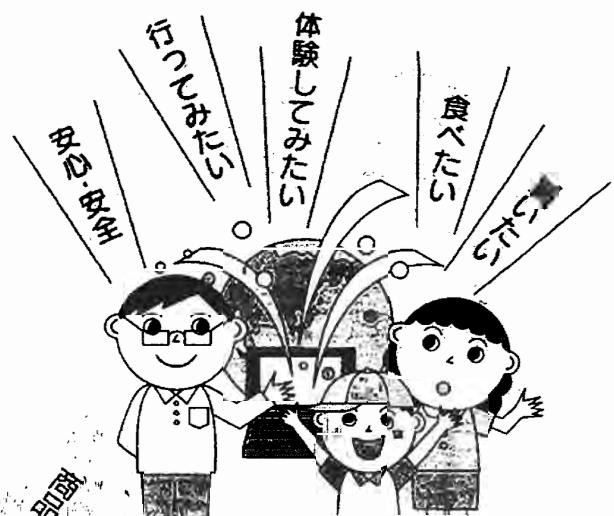
多くあります。

さらに道内では「北海道」という優れたブランド力を有効に活用できず、加えて、現在最も重要な市場、消費者との対話が重視又は活用されていない場合も見受けられます。一方、LOHAS、07年問題、ロングステイ等市場・消費者の動きから地域活性化のチャンスが拡大する可能性が出てきております。そのような動きを効果的に活用するためには、クラスター

的手法を取り入れた広域、多分野の連携、融合による地域総合力の向上等が必要になってきます。

その様な取り組みの結果、従前の価値とは異なる、連携、融合による「しん価値」が創造されれば、市場や消費者に多様な選択肢を提供でき、そして選択されることで地域の発展に大きく貢献できる可能が生まれます。

*しん価値:新規、頼む、心、身体、信頼、進歩、実現、深化、親愛、坦興、仲良等各分野、各地域の取り組みにより該当する「しん」が異なる





1 コンセプト

地域発の商品・サービスと地域イメージを関連させた地域ブランドのコンセプトを検討する。

- ・地域の資源に何があるのか
- ・地域に由来するもの(原料、製法)
- ・地域のイメージと結びつくもの
- ・優位性のあるもの
- ・差別化を図れるもの
- ・付加価値を付けられるもの

- 商品開発の段階から
リスクマネージメントを意識する

2 具体的な取り組み

- 次頁、「5.課題別の具体的な取り組み(チェック)」を参照
- ・付加価値を付けた商品・サービスを開発する
 - ・消費者ニーズに合う付加価値を付けられるか
 - ・優位性、差別化をアピールできるか
 - ・こだわり、思いをアピールできるか
 - ・地域のイメージと結びつくか
※新しい技術による商品化、鮮度維持等の流通手段の検討等

●活用できる支援制度

- 支援制度マトリックス表(11頁)「段階別支援策第一取り組み初期」をご覧下さい。
- JAPANブランド育成支援事業のうち戦略策定支援事業(13頁)をご覧下さい。

3 地域ブランドを確立する

- ・販路を開拓する
- ・情報発信をする
商品販売、広告、ニュース記事、Web、口コミ等
- ・消費地での認知を広め、評価を得る
- ・地域での認知を広め、評価を得る
※ヘビーユーザーとして、地元住民は大事、住民がよく理解している必要がある

●活用できる支援制度

- 支援制度マトリックス表(11頁)「段階別支援策第一成長期、維持・拡張期」
- JAPANブランド育成支援事業のうちブランド確立支援事業(13頁)をご覧下さい。
- 産地等地域活性化支援事業のうち地場产品等販路開拓等支援事業、地場产品等開発等支援事業(14頁)をご覧下さい。

4 地域ブランドを維持管理

- ・地域団体商標制度の活用等
商標法では、「地域の名称」と「商品(役務)の名称」のみからなる商標が商標登録を受けることができるの、当該商標が使用された結果、全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品(役務)であることを識別できるようになった場合、又は、識別力のある图形や文字と組み合わせた場合、に限られています。平成18年4月1日より、改正商標法が施行され、「地域の名称」と「商品(役務)の名称」のみ等からなる商標について、その商標が使用された結果、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合、農業協同組合等が地域団体商標として商標登録を受けることができるようになります。
また、地域ブランドは認知された後の維持管理が最も重要になります。

●全般に活用できる支援制度

- 支援制度マトリックス表(11頁)「段階別支援策→全般」をご覧下さい。
- 小規模事業者新事業全国展開支援事業(14頁)をご覧下さい。
- 地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業(中小機構)
<http://www.smrf.go.jp/keiei/childbrand/index.html>



地域の商品・サービスづくり

既に地域イメージが確立されつつあるが、これを活用するつくり手や製品・産品が十分に育っていない。

地域のイメージとつくり手のメッセージを込めた商品・サービスづくり

①商品・サービスづくり戦略

つくり手側の取り組み

- つくり手側の組織づくり
- 商品・サービスのコンセプトづくり
- 良いものづくりへの執着
- 生産体制の確立
- 従事者の育成とモチベーションの維持
- 地域内のつくり手等との連携

支援する側の取り組み

- 地域とイメージを共有するつくり手組織の設立等
- 地域内のつくり手等の出会いの場の設定
- 技術的問題の解決への支援

②販売戦略

つくり手側の取り組み

- 適切な販売ルートの確保
- 親強いファン層の獲得

支援する側の取り組み

- 商品・サービスの発表の場や販売の実績の提供

地域イメージの明確化

地域特性を活かした商品・サービスは存在しているが、地域のイメージが希薄なため相乗効果が發揮できていない。

地域特性の本質をとらえた地域イメージの明確化とPR

①地域イメージ明確化戦略

つくり手側の取り組み

- 商品・サービスのイメージを共有する組織の明確化
- 地域づくりへの積極的な関与
- 地域イメージにあわせた商品・サービスのコンセプトの見直し

支援する側の取り組み

- 地元関係による地域イメージのコンセンサスづくり
- 「推動から王国」への意識付け
- 地域のイメージを明確化するイベント開催や施政情

②地域イメージPR戦略

つくり手側の取り組み

- 離島・サービスのパッケージや広報活動を通じた地域のPR
- 来訪者を招く仕掛けづくり
- つくり手の高い競争と協調を通じた地域イメージのアピール

支援する側の取り組み

- 交流人口増大のための仕掛けづくり
- つくり手側の活動のPR
- 地域の統一ロゴ等の作成
- つくり手の取り組みに対する支援姿勢

地域外への

地域内や道内では一定のブ
域外や道外に向けた発信力が弱い。

発信力強化

ランドを確立しつつあるが、地
域外への発信力が弱い。

地域及びその商品・

サービスの知名度向上

①地域イメージ強化戦略

つくり手側の取り組み

- 顧客の期待に応える新たな商品・サービスの開拓

支援する側の取り組み

- 制度等による地域ブランドの整理

②コミュニケーション活動

つくり手側の取り組み

- 理性的な広報の展開
- 人口密集地・競合スポット等への出店や進出拠点の本格化

動の拡大戦略

支援する側の取り組み

- 全国や海外で開催される出来事への出展支援
- 全国や世界に向けたイベント等の開催

③経営基盤強化戦略

つくり手側の取り組み

- 事業拡大に伴う財政どごろの見直し
- 新規開拓やマーケティング等による人材の育成・養成
- 高度化技術の確立

支援する側の取り組み

- 経営に長けた人の紹介
- 長期的な視点に立った資金的支援

支援制度マトリックス表(11頁)

課題別支援策

- 地域の製品・産品づくり
- 全般

をご覧下さい。

支援制度マトリックス表(11頁)

課題別支援策

- 域外への発信力の強化
- 全般

をご覧下さい。

支援制度マトリックス表(11頁)

課題別支援策

- 地域イメージの明確化
- 全般

をご覧下さい。

支援制度マトリックス表

卷之三

卷之三

支業者を分離したうえで、各業者に適用できるルールが別途定められる。

卷之三

図3：放送音声データ（音楽）から音声特徴量を抽出するための音声特徴量算出部

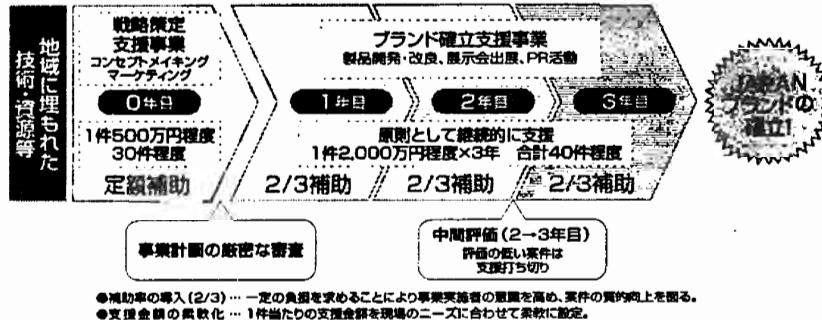
7 地域ブランド形成に活用できる主な 支援制度

1 JAPANブランド育成支援事業

JAPANブランド育成支援事業

18年度予算:10.1億円(17年度予算額:9.1億円)

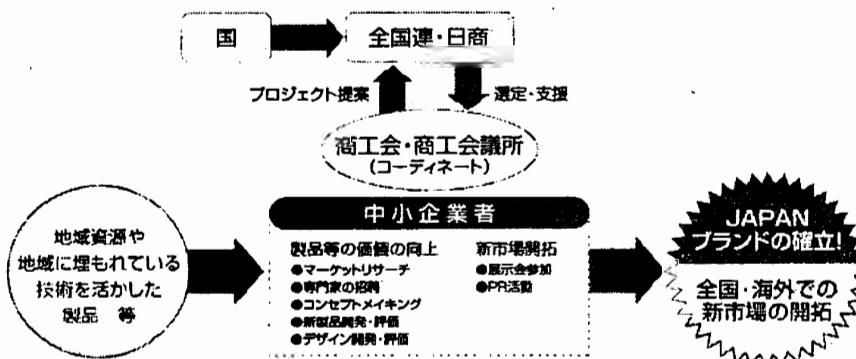
地域中小企業によるブランド確立を目指す取組を、強力かつ効果的に支援するため、以下のとおり支援内容を見直し、「JAPANブランド」の創出・育成を推進する。



- 補助率の導入(2/3)…一定の負担を求めるにより事業実施者の意欲を高め、案件の質的向上を図る。
- 支援金額の柔軟化…1件当たりの支援金額を現場のニーズに合わせて柔軟に設定。

各年における具体的な支援内容

0年目	1年目	2年目	3年目
地域が一丸となった取組を 振り起こし、次年度、1年目 に応募できるようなアクション プランの策定支援 ●マーケットリサーチ ●専門家の招へい ●コンセプトマイキング	製品の価値の向上、新市場 開拓等総合的に支援 ●マーケットリサーチ ●専門家の招へい ●コンセプトマイキング ●製品開発・評価 ●展示会等への出展 ●イベント開催、マスコミ、 HPを使った広報等	1年目の成果を踏まえ、製品 の改良や新市場開拓を 重点的に支援 ●専門家の招へい ●製品改良・評価 ●デザイン改良・評価 ●展示会等への出展回数増 ●イベント開催、マスコミ、 HPを使った広報等	ブランド確立の総仕上げと して、製品の熟成やさらなる 新市場開拓を支援 ●専門家の招へい ●製品のバリエーション増 ●ブランド管理体制の整備 ●展示会出展への出展回数増 ●イベント開催、マスコミ、 HPを使った広報等



2 小規模事業者新事業全国展開支援事業

地域の小規模企業による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所等が小規模企業と協力して進める特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓について、幅広く支援する。

また、全国商工会連合会が、百貨店のバイヤー等の専門家をアドバイザーとして商工会等に派遣するとともに、百貨店や旅行代理店の担当者を招いた展示会・商談会を実施し、各地の特産品開発や販路開拓を促進する。

●商工会・商工会議所全国展開支援事業 200件(定額補助)

- 販路開拓等のための専門家派遣事業
- 商談・展示会開催事業

交付先 全国商工会連合会
日本商工会議所

商工会・商工会議所・旅館旅館業公会・会員会

小規模企業 小規模企業 小規模企業 小規模企業 小規模企業

地域の資源を活かした
特産品開発・観光資源開発・その販路開拓

全国規模の
マーケットを
狙った
新事業展開

補助

3 产地等地域活性化支援事業(旧 地場産業等活力強化事業費補助事業)

事業の目的

この補助金は、中小企業者、組合等及びグループが行う、(1)地場産品等販路開拓等支援事業、(2)地場産品等開発等支援事業、(3)产地人材育成等支援事業に要する経費について、必要な経費の一部を補助することにより、地域中小企業の振興を目的としています。

【補助金で支援する各事業の内容】

(1) 地場産品等販路開拓等支援事業

地域の中小企業者(流通・卸業者含む。)、組合、グループ、組合連合会、公益法人等が地場産品の販路開拓のために行う、広域的な展示会や見本市の開催・出展、市場調査及び外部人材を活用したマーケティング等の事業に対する補助。

交付先 中小企業者、組合、公益法人、任意グループ等

補助率 國1/2

(2) 地場産品等開発等支援事業

地域の中小企業、組合、グループ、組合連合会、公益法人等が販路の開拓まで視野に入れた商品の開発又は改良等事業に対する補助。

交付先 中小企業者、組合、公益法人、任意グループ等

補助率 國1/2

(3) 产地人材育成等支援事業

地域の中小企業、組合、グループ、組合連合会、公益法人等が行うマーケティングのために人材育成・確保のための研修会の開催、交流会の開催等の事業に対する補助。

交付先 中小企業者、組合、公益法人

補助率 國1/2



国・経済産業局

直接補助 補助率(1/2)

- 中小企業者(流通・卸業者含む。)
- 組合
- グループ
- 組合連合会
- 公益法人 等

No	制度	支 援 名	所 在 地	対 優	対 象 事 業	支 援 内 容	U R L	登録キー-1	登録キー-2	登録キー-3	登録キー-4	登録キー-5	登録キー-6		
1	補助金	新連携対策補助事業	北海道経済産業局		2以上の業種の中小企業が有効的に連携し、それぞれの技術・ノハウ等の「強み」を持ち寄り、高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業	(1)事業化・市场化支援事業 中小企業革新事業活動促進法に基づく新連携計画の策定を受けた代表者が申請に従事する。新商品・新技術の開発に係る試作品の製作や新システムの検討、市場調査、取引網拡充等による事業 (2)連携体構立支援事業 2社以上の中小企業(この他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合等が参加することも可)が、具体的事業化を図るために自己の持れた資源をも持ち寄り、連携体を構築するために行う規定の作成、コンサルタント等に係る事業	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1enka_teku/seigou.htm	交流・共同・コーディネート	全般		全般		全般		
2	補助金	農地等地域活性化支援事業	北海道経済産業局	中小企業者、組合、公認法人、グループ等		地場農業の活性化のため行う事業 (1)地場農品小売販売網等支援事業 地場農品の販路拡大のための広域的な展示会・見本市の開催(出展)、市場調査、マーケティング等 (2)地場農品等販売網等支援事業 地場農品の販路拡大を視野に入れた商品の開発又は改良等事業 (3)農地人材育成等支援事業 マーケティングを行う人材育成・確保のための研修会や交流会開催等	○補助率:1/2以内 ○1実業主担当たりの補助額の下限:100万円	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1shokuhin_koho/index.htm	全般		全般		全般		
3	補助金	JAPANブランド育成支援事業	日本商工会議所、全商工会議所連合会	商工会、商工会議所等		海外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図るために取り組みを総合的に支援する事業。 (1)ブランド確立支援 マークアトリエーチ、ブランナーやデザイナーの招へい、試作品開発、国内外の展示会出展など、海外で通用するブランド力の確立に必要な取り組みを最大3年間支援。 (2)栽培技術支援 研修会・セミナーの開催やマーケットリサーチなどブランド開拓に必要な取り組み	(1)補助率2/3 補助額2,000万円程度 (2)100%補助 補助額500万円程度	http://www.chusho.meti.go.jp/hold/h1japan_brand.htm	全般		全般		全般		
4	補助金	中小企業・ベンチャー支援事業	北海道経済産業局	中小企業者等	中小企業者等が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考察を行い、開発終了後かに当該技術を実質又は製品化することを目的として行う試験研究	補助率:2/3 補助額:100~4,500万円/件・年	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1tetsuen_koubou/index.htm	新製品・新技術の研究開発		地域の製品・農品づくり		取り組み初期			
5	補助金	中小企業技術革新成果事業化促進事業	北海道経済産業局	中小企業者等		地方公共団体が設置する試験研究機関(公設試)や独立行政法人農業技術会議研究所(農研所)等の技術支援機関の技術支援を受けた者が有する既存の技術の事業化に向けた技術課題を解決するための取り組み	補助率:1/2以内 補助額: (1)公設試用100~500万円/件・年 (2)農研所用100~1,000万円/件・年	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1steien_koubou/index.htm	新製品・新技術の研究開発		地域の製品・農品づくり		取り組み初期		
6	委託費	地域新生コンソーシアム研究開発事業 (1)一般枠 (2)中小企枠	北海道経済産業局		(1)地域の産学官(企業、大学、公設試等)からなる共同研究体制(コンソーシアム) (2)中小企業者若しくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム	地域における産学官の強度な共同研究体制により行われる、大学等の技術シーズ・知見等を活用した新規農業の開拓に貢献しうる製品・サービス等の実用化を志願に置いていた高度な研究開発 (一般枠、中小企業枠のほかに他府県者連携枠、地域ものづくり枠等)	○一般枠 1割以内/件・年 (2年目以降5,000万円以内) ○中小企枠 3,000万円以内/件・年 (2年目以降2,000万円以内)	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1steien_koubou/index.htm	新製品・新技術の研究開発		地域の製品・農品づくり		取り組み初期		
7	補助金	中小企業戦略的IT化促進事業	北海道経済産業局	中小企業者もしくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム等「EDIシステム等促進事業」は、コンソーシアム等		(1)経営革新支援事業 地域でビジネスモデルとなりうるシステムの開発・導入を行う事業 (2)EDIシステム等促進事業 受発注の手順等を電子化して行うEDIシステムや電子タグを活用する事業 ・EDIシステム等導入調査研究 ・ビジネスモデル開拓に向けての事前調査研究を行う事業 ・EDIシステム等促進事業 ・ビジネスモデルとなりうるシステムの開発・導入を行う事業	○補助率:1/2以内 ○補助金額 経営革新支援事業:1,000万円~3,000万円 EDIシステム等導入調査研究:1,000万円~1,000万円 ビジネスモデル開拓:100万円~1億円	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1itshien_koubou/index.htm	経営革新 情報化		海外への発信力の強化		成長期	維持・拡充期	
8	補助金	地域新規事業創造技術開発費補助金	北海道経済産業局	民間企業等		地域の新規事業・新事業を生むによる地域経済の活性化を図るために中堅・中小企業者が行うリスクの高い実用化技術開発	○補助率:1/2以内 ○補助金額 3,000万円以内/年 ○研究期間:2年以内	http://www.hkd.meti.go.jp/hold/h1taten_joushu/index.htm	新製品・新技術の研究開発		地域の製品・農品づくり		取り組み初期	全般	
9	補助金	中小企業ビジネスモデル連携支援事業	北海道経済産業局	中小企業者(小売業、卸売業、サービス業)及び中小企業団体		中小企業者が商工会議所又は商工会と連携し、消費者ニーズに対応した新たなビジネスモデルを開発するための研究開発事業	100万円程度~1,000万円程度(地域は1/2以内)	http://www.chusho.meti.go.jp/shops/shops/n18_bizness_modell.htm	創出・新事業創出	市場・販路開拓、製品・技術のPR		地域イメージの明確化		取り組み初期	
10	その他	ベンチャーフェア	北海道経済産業局 中小企業基盤整備機構	民間企業等		基盤的な新事業・新商品・新サービスの提供等に重点を絞っているベンチャー企業をめぐる、ブースによる展示、取扱われるメーカー、商社、ベンチャーキャピタル等とのマッチング(ベンチャーフェアの地域版)		http://www.hkd.meti.go.jp/venture/venture_teku/index.htm	交流・共同・コーディネート	市場・販路開拓、製品・技術のPR		地域の製品・農品づくり		取り組み初期	成長期
11	その他	ベンチャープラザ	北海道経済産業局 中小企業基盤整備機構	民間企業等		革新的な新事業・新商品・新サービスの提供等に重点を絞っているベンチャー企業をめぐる、ブースによる展示、来場されるメーカー、商社、ベンチャーキャピタル等とのマッチング(ベンチャープラザの地域版)		http://www.smrj.go.jp/ventureplaza/index.htm	交流・共同・コーディネート	市場・販路開拓、製品・技術のPR		地域の製品・農品づくり		取り組み初期	成長期

No	制度	支 援 名	所 管	対 岐	対 岐 事 業	支 援 内 容	目 的	対 象	実施機関	実施年	実施年	実施年	実施年	
12	補助金	小規模事業者 新事業全国展開 支援事業	日本商工会議所 全国商工会連合会	商工会、商工会議所等	地域の資源を活用した新商品開発及び販路開拓等及び販路開拓などの取り組みを商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と協調して行う事業。	(1)特許品開発・販路開拓及びその販路開拓支援 (2)販路開拓・販路開拓支援のための取組み実証実験 (3)顧客・展示会の開催支援	http://www.chusho.mlit.go.jp/tentoku/cbook/sb107.html	新製品・ 新技术の 研究開発	文部・共同・ コーディネート		地域 イメージの 明確化		全般	
13	その他	特許料・ 審査請求料の軽減	北海道経済産業局	中小企業者等	研究開発型中小企業者の出願する特許料及び出願の際の審査手数料	既定額:特許料の第1年 分(第3年分と審査手数料の合算)	http://www.lpo.go.jp/tentoku/youdan/e_kantou_tigou.htm	その他			全般		全般	
14	補助金	産学連携による 食料産業活性化の ための新技术開発 事業における 平成18年度新規課題	農林水産省	民間企業等	以下に関する研究事業 ①新規開拓・新事業創出 ②食品産業の競争力強化推進 ③新たな病害虫・植物保護対策 ④栽培技術改革活性化推進 ⑤地域利活用拡大推進 ⑥健全な森林力増強 ⑦水産業構造改革促進化	上期(国費ベース) 既定額2,000万円 (被取扱い2社以内の場合) 既定額1,500万円 (被取扱い1社以内の場合)	http://www.aaffco.go.jp/docs/breas/2008/0120a.htm	新製品・ 新技术の 研究開発			全般		全般	
15	委託費	先端技術活用 農林水産研究高度化 事業補助金	農林水産省	農林水産省による 共同研究グループ	(1)研究構造設計研究:農林水産省が認定する領域上の重点研究領域に対応した研究開発の推進 (2)地域活性化研究 ア:地域活性化研究 イ:広域ニーズ・シーズ対応研究 ウ:環境技術支援利用化促進研究 (3)省営農業 (4)農業問題研究	(1)3,000万円~ 5,000万円程度 (2)1,000万円~ 2,000万円程度 (3)3,000万円程度 (4)緊急課題の発現に応じて設定	http://www.aaffco.go.jp/docs/news/koubou/high.htm	新製品・ 新技术の 研究開発			地域の 製品・產品 づくり		成長期	全般
16	補助金	キャリア形成 促進助成金	厚生労働省 (雇用・能力開発機構 北海道センター)	雇用促進適用事業主で、「事業内職業能力開発計画」及び「年間職業能力開発計画」を作成していくかつ、職業能力開発推進委員会を設立し、北海道職業能力開発協会に面している者	「年間職業能力開発計画」も基礎を從事員に受けさせる職業訓練	○助成率 (1)職業訓練に要した費用の1/4 (2)調達中に支払った費用の1/4 ○限度額 (1)1人1コース5万円 (2)150万円	http://www.mhlw.go.jp/general/seisaku/pesel/kyukyoku/d01-1.html	人材育成			地域の 製品・產品 づくり		全般	
17	助成金	中小企創運用創出等 能力開発助成金	厚生労働省 (雇用能力開発局)	該道府県知事から改善計画の認定を受けた個別中小企業者又は事業協同組合等の中堅企業者	事業の高度化等に必要な高度な職業能力又は新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業所内外での職業訓練の実施等を行う事業主に対してその費用の一部を負担する	○収容訓練を受けさせる場合 の収容には職業能力開発等の就業訓練の就業訓練の実施に要した料金の1/2(1人) コース10万円程度 ○収容訓練又は職業能力開発訓練中の雇用登録者の員数の1/2	http://www.mhlw.go.jp/general/seisaku/pesel/kyukyoku/d01-1.html	人材育成			地域の 製品・產品 づくり		全般	
18	補助金	福祉用具実用化 開発推進事業	新エネルギー・ 産業技術総合開発機構 (NEDO)	企業、個人	新規性、技術開発要素、利用者ニーズ、経済性、市場規模等に優れた福祉用具の実用化開発	○補助率:2/3以内 ○限度額: 1件3,000万円以内 (3年内)	http://www.nedo.go.jp/information/koubo/180106_1/180106_1.html	新製品・ 新技术の 研究開発			地域の 製品・產品 づくり		全般	
19	その他	中小企業海外展開 支援事業	中小企業基盤整備機構	経営革新の一環として海外展開などを行おうとしている者	(1)中小企業国際化支援アドバイス (2)国際化セミナー (3)中小企業国際化支援レポート	http://www.amri.go.jp/kaihatsu/kokusai/index.html	国際化	経営革新			海外への 発信力の 強化		維持・拡充期	
20	その他	創業・経営革新支援 (ビジネスアイディア 支援モデル)事業	中小企業基盤整備機構	中小企業等	新事業開拓を目指す事業で、そのビジネスプランが新規性、市場性、成長性を有する有望な事業であって、その支援の便益が全國の中小企業のモデルとなるような事業	○収益ノウハウの提供によるハンズオン型支援(専門家派遣) ○マーケット・情報や資金等、特許に関する調査などのFS事業(1事業500万円以内)	http://www.amri.go.jp/venture/consult/ideas/000419.html	創業・新事業 創出			地域の 製品・產品 づくり		成長期	
21	その他	中小企業情報提供事業	日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター	海外ビジネス・進出の検討を している中小企業者	海外展開の現地情報やビジネスマッチング情報の入手	○ジェトロ・ビジネスライブリー ○貿易投資統合データベース提供事業 ○トレード・タイプアップ・プログラムデータベース 提供事業 ○中小企業海外展開支援 技術提供事業 ○中小企業海外展開支援	http://www.jetro.go.jp/index.html	国際化			海外への 発信力の 強化		全般	
22	その他	中小企業輸出支援事業	日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター	外國企業との業務提携・取引の検討をしている中小企業者 中小企業のサポートを行っている地方公共団体・県境団体	外國企業との業務提携・取引等をする際の支援策	○地元外國件検索支援事業 ○小売業者販路開拓支援 計画事業 ○中小企業海外販路企画事業 ○中小企業海外販路開拓支援 ネットワーキング事業	http://www.jetro.go.jp/index.html	国際化			海外への 発信力の 強化		全般	

No.	制度	支 払 名	所 在 地	対 象	対 客 事 業	支 払 内 容	日 付	基準年-1	基準年-2	基準年-3	基準年-4	実績年-2	実績年-1	実績年-2	
23	その他	中小企業国際化推進特別事業 1.Local to Local産業交流事業 2.ベンチャー国際化支援ネットワーク事業	日本貿易振興機構北海道貿易情報センター	1.地域経済活性化に悩まされている農治体または商工開発グループ 2.海外での販路を目標としている組織、海外で「チャイナ企業との業務提携・取引を検討している中小企業者等	地域経済の国際化や海外での展開のための支援策	(1)Local to Local産業交流事業 (2)ベンチャー国際化支援ネットワーク事業	http://www.jetro.go.jp/index.html	国際化				域外への発信力の強化		全般	
24	補助金	従業員等派遣補助事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	技術、デザイン開発能力等を修得するための技術者等の派遣企画、試験研究機関、大学等への派遣	派遣に要する賃金及び往復分の交通費 ○補助率:1/2以内 ○限度額:人当たり50万円 ○期間:30日~1年以内 ○対象範囲は北海道の県定による県を限度とする	http://www.hac.or.jp/saiyo/shiseisyou/maken.htm	人材育成				地域の製品・商品づくり		全般	
25	補助金	専門技術者等招へい補助事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	技術、デザイン開発能力等を習得するための専門技術者等の招へい	面へしに要する賃金及び往復分の交通費 ○補助率:1/2以内 ○限度額:人当たり50万円(企業100万円) ○対象期間:21日~1年内 ○対象範囲は、北海道の県定による県を限度とする	http://www.hac.or.jp/saiyo/shiseisyou/shichai.htm	人材育成				地域の製品・商品づくり		全般	
26	補助金	市場開拓促進補助事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	国外で開催される展示会等への新規品等の出展	出展に要する賃金 ○補助率:1/2以内 ○限度額:200万円	http://www.hac.or.jp/saiyo/shiseisyou/kaitaku.htm	市場・販路開拓、製品・技術のPR				域外への発信力の強化		全般	
27	補助金	研究開発補助事業(一般)	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	新規性のある生産、販売、役務の提供の技術に関する研究開発	○補助率:1/2以内 ○限度額:500万円	http://www.hac.or.jp/saiyo/shiseisyou/kankyoku.htm	新製品・新技术の研究開発				地域の製品・商品づくり		取り組み初期	
28	補助金	研究開発補助事業(技術改善)	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	基礎的な研究開発を終了し、最適化が既達な最終段階での技術的課題を解決するための研究開発	○補助率:1/2以内 ○限度額:250万円	http://www.hac.or.jp/saiyo/shiseisyou/kaken.htm	新製品・新技术の研究開発				地域の製品・商品づくり		成長期	
29	その他	専門家派遣事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	当センターが定める要件を満たす中小企業者、事業者を予定する者及び任意のグループ	当センターが定める要件を満たす中小企業者、事業者を予定する者及び任意のグループ	中小企業者が抱える様々な問題に対して適切な助言活動を行い、中小企業者等の問題な発見・成長を促進するために民間の専門家を派遣する事業	派遣に要する賃金及び旅費の総額の1/3相当額は申込者が負担 ○融資金負担 1日派遣:10,000円(ただし、当センターが専門家派遣要請書等の内容により必要と認められた場合は、12,000円) ○専門家は当センターの旅費規程に準じる	http://www.hac.or.jp/saiyo/seigoshien/mekan.htm	全般				地域イメージの明確化		全般
30	補助金	共同研究開発補助事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等を1/2以上とするグループ	新規性のある生産、販売、役務の提供の技術に関する研究開発で、複数員ごとに構成すべき技術的課題を抱う共同研究開発	○補助率:2/3以内 ○限度額:1,800万円 ○助成期間:2カ年	http://www.hac.or.jp/saiyo/shiseisyou/kyodo.htm	新製品・新技术の研究開発				地域の製品・商品づくり		全般	
31	その他	首都圈受注拡大促進事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	首都圏企業と道内企業が一緒に企てて連携し、道内企業の技術や製品を販賣することとともに、首都圏企業からの受注の拡大や新規取引先の開拓を促進	毎年7月頃と11月頃に開催	http://www.hac.or.jp/saiyo/chiku/saihen.htm	市場・販路開拓、製品・技術のPR	経営安定化			地域イメージの明確化	成長期	全般	
32	その他	商談会開催事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等	取引の紹介、あっせんの一環として、道内企業の受注機会の確保を支援するため、道内・外の「先進企業」と道内の「受注企業」の見合いの場である商談会を開催	毎年9月頃と2月頃に開催	http://www.hac.or.jp/saiyo/chiku/saihen.htm	市場・販路開拓、製品・技術のPR	経営安定化			地域イメージの明確化	成長期	全般	
33	その他	受完注情報を収集提供事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	道内の製造業者	道内受注企業、技術生産等に関して充分な知識及び経験を有する専門職員を派遣し、道内企業・助言を行うとともに受注情報を収集・提供	○申込み:電話等 ○費用:費用	http://www.hac.or.jp/saihen/sain08.htm	交流・共同・コーディネート				地域の製品・商品づくり		全般	
34	貸与	設備貸与事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	当センターが定める条件を満たす小規模事業者、創業者	当センターが認定会社から機械設備を購入し、設備の利用権に対して分割で賃貸またはリースにより貸与	○限度額:6,000万円(設備賃借) ○期間:7年以内(前記) 3~7年(リース)	http://www.hac.or.jp/saihen/sain08.htm	施設・設備の整備				地域の製品・商品づくり	域外への発信力の強化	全般	
35	融資	設備資金貸付事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	当センターが定める条件を満たす小規模事業者、創業者	小規模事業者等の創業および経営基盤の強化に必要な設備資金の1/2以内の資金を有利子で貸付	○融資額:1/2以内 ○融資額(小規模事業者):4,000万円(貸付金額) 融資額:4,000万円又は6,000万円(貸付金額) ○利子:有利子 ○期間:2年(融資1年以内)	http://www.hac.or.jp/saihen/sain08.htm	施設・設備の整備				地域の製品・商品づくり	域外への発信力の強化	全般	

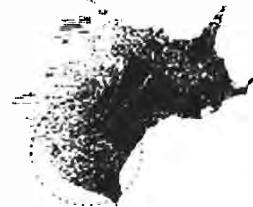
No.	制度	支 援 名	所 在 地	対 豊	対 依 事 業	支 援 内 容	U R L	活 动 キー-1	活 动 キー-2	活 动 キー-3	活 动 キー-4	活 动 キー-5	活 动 キー-6	活 动 キー-7
36	融資	事業化資金貸付事業	(財)北海道中小企業総合支援センター	中小企業者等又は事業を営もうとする者	新規性のある生産、販売、役務の提供の技術に関する研究開発事業等の事業化のための資金の貸付	○対象期間:0/10以内 ○利年:年1.9% (固定利) ○限度額:1億円 ○期間:10年以内 (延長1年以内)	http://www.hso.or.jp/gaku/shinsenryo/kaisetsuteki.htm	創業・新事業創出				地域の製品・商品づくり		取り組み初期
37	補助金	研究開発助成金	(財)中小企業ベンチャー振興基金	創業又は新事業進出後10年以内の中小企業者または個人事業者	新技術・新製品開発等の研究開発	助成対象額の上限50万円	http://www.naverca.or.jp/zaiden/index.html	新製品・新技術の研究開発				地域の製品・商品づくり		全般
38	補助金	若手研究補助金	(財)北海道科学技術総合振興センター	道内の40歳未満の若手研究者(一般高専含)	本道の科学技術及び産業技術の基盤強化を図るために、独創的・基礎的・実用的な科学研究や産業技術の可能性が期待されるシーズ研究に対して補助。若手研究補助金は、既存の分野の基礎研究・先端研究を推進することにより、先端的研究シーズの育成を図ることを目的。	40万円以内 【補助対象】基礎研究に必要な経費を次に掲げるもの/ ・研究費入賞、原材料、消耗品購入、研究機材、道具、運送費、設備使用料、施設賃貸料(20万円以内)、旅費(10万円以内)、その他特に必要と認められる経費	http://www.noestec.jp/admunder/h15-kobentek.html	創業・新事業創出				地域の製品・商品づくり		全般
39	補助金	共同研究補助金	(財)北海道科学技術総合振興センター	道内の共同研究グループ	本道の科学技術及び産業技術の基盤強化を図るために、独創的・基礎的・実用的な科学研究や産業技術の可能性が期待されるシーズ研究に対して補助。共同研究補助金は、既存の分野の基礎研究・先端研究を推進することにより、先端的研究シーズの育成を図ることを目的。	100万円以内 【補助対象】基礎研究に必要な経費を次に掲げるもの/ ・研究費入賞、原材料、消耗品購入賞、印刷費、本費、旅費、運送費、設備使用料、施設賃貸料(100万円以内)、旅費(50万円以内)、研究活動費、研究機材、外注費(調査・分析・加工費)、その他特に必要と認められる経費	http://www.noestec.jp/admunder/h15-kobentek.html	新製品・新技術の研究開発				地域の製品・商品づくり		取り組み初期
40	補助金	研究開発シーズ育成補助金	(財)北海道科学技術総合振興センター	道内の共同研究グループ	本道の科学技術及び産業技術の基盤強化を図るために、独創的・基礎的・実用的な科学研究や産業技術の可能性が期待されるシーズ研究に対して補助。研究開発シーズ育成補助金は、将来、産業化につながる可能性が高いと認められる研究開発シーズの育成を図ることを目的。	200万円以内 【補助対象】基礎研究に必要な経費を次に掲げるもの/ ・研究費入賞、原材料、消耗品購入賞、印刷費、本費、旅費、運送費、設備使用料、施設賃貸料(100万円以内)、旅費(50万円以内)、研究活動費、研究機材、外注費(調査・分析・加工費)、その他特に必要と認められる経費	http://www.noestec.jp/admunder/h15-kobentek.html	新製品・新技術の研究開発				地域の製品・商品づくり		取り組み初期
41	補助金	農業創造技術研究開発支援事業	(財)北海道科学技術総合振興センター	道内に本社がある中小企業又は法人で設立後1年以上経過し、活動を継続して行う見通しがある事業者	研究開発中小企業者が、道内の大学や国公立試験研究機関等で得られた研究結果に基づく新技術コンセプトを実用化や試作品として具体的な形にするために必要な可行性試験・実証試験等(モデル化)を研究開発等(研究者)の協力を得ながら実施する事業	○補助率:1/2以内 ○限度額:5,000千万円／事業 ○技術開発期間:原則1年	http://www.noestec.jp/admunder/h15-sangyo.html	新製品・新技術の研究開発				地域の製品・商品づくり		取り組み初期
42	補助金	「札幌銀行中小企業新技術研究助成基金」	(財)札幌銀行中小企業新技術研究助成基金	原則1年以上の事業性のある中小企業者	新技術新製品に関する研究開発	限度額:1:研究につき100万円	http://www.sapporobank.co.jp/loophouse/dream/menu.htm	新製品・新技術の研究開発				地域の製品・商品づくり		成長期 全般
43	補助金	新分野進出等企業支援補助事業	(財)地域融合整備財團(ふるさと財團)	企業等	○新分野進出研究開発補助金 企業など分野等に進出するため行う新商品開発等の研究開発 ○小規模新規開拓補助金 地場企業などが新分野等に進出するなどのために行う新商品開発	○新分野進出研究開発補助金 1:10百万円 ○小規模新規開拓補助金 1件:3百万円	http://www.furuasto-zaidan.or.jp/	新製品・新技術の研究開発	創業・新事業創出			地域の製品・商品づくり		成長期 全般
44	その他	新分野進出等アドバイザー・ドリームナー派遣事業	(財)地域融合整備財團(ふるさと財團)	企業等	地場企業の新分野進出など、地場展開に資する民間事業活動を促進しようとする地方公共団体の要請に応じ、当該事業に関する専門家をアドバイザーとして派遣する事業	○1件につき4人程度で ○アドバイザーの派遣に要する経費は、原則として財團が全額負担	http://www.furuasto-zaidan.or.jp/	新製品・新技術の研究開発	交流・共同・コーディネート			地域の製品・商品づくり		成長期 全般
45	補助金	福祉用具研究開発助成事業	(財)テクノエイド協会	福祉用具の研究開発を行う者及び普及促進に資する事業を行う者	(1)福祉用具の研究開発 (2)福祉用具に関する調査研究	(1)3千円以内 (2)4万円以内	http://www.techno-eido.or.jp/taidou/index.html	新製品・新技術の研究開発	創業・新事業創出			地域の製品・商品づくり		全般
46	補助金	研究開発助成金	(財)UFJベンチャーキャピタル	新事業後5年内又は新事業進出後5年内の中小企業者等	新規性のある機械、システム、器具等の開発で、原則2年以内に企画化が可能なもの	○補助率:1/2 ○限度額:500万円	http://www.techno-eido.or.jp/taidou/index.html	新製品・新技術の研究開発				地域の製品・商品づくり		成長期
47	補助金	中小企業組合等活性化支援事業	中小企業団体中央会	中小企業組合等の中小企業の運営組織	中小企業者が経済・社会的環境の変化に対応するため、新たな取組の実現等、事業では解決困難な課題。その他の中小企業の飛躍に寄与するテーマ等について、組合等がこれを改善するための取り組みを共同で行う事業	○補助率:5/10以内 ○限度額:600万円	http://www.techno-eido.or.jp/taidou/index.html	交流・共同・コーディネート				地域の製品・商品づくり		全般
48	その他	道産加工食品販路拡大推進事業	北海道	道内食料品製造業者	内中小食料品製造業者等に対し、新商品の企画・開発から販路拡大までの間、専門的アドバイスや販路開拓、アンケート調査、テスト販売などを通じて課題解決を図り、消費者ニーズに合った「新たな加工食品づくり」を支援する	○アドバイスの実績 ○販路会の実績 ○道内テスト販売の実績 ○道内テスト販売の実績 ○ふるさと食料品企画フェアの出展	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ctical/no-tanpo/sankin/rezonben/unreki/autsuo1.htm	市場・販路開拓、製品・技術のPR				地域の製品・商品づくり	域外への発信力の強化	成長期 全般
49	その他	マーケティングアドバイザリー事業	北海道	中小企業者等	企業のマーケティング戦略の立案・実践を支援する	食品流通網、食品以外の流通網、市場開拓、新規事業等のアドバイスを無料で行う	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ctical/no-tanpo/marka/adv.html	市場・販路開拓、製品・技術のPR	交流・共同・コーディネート			地域の製品・商品づくり	域外への発信力の強化	全般

図21：高齢者一人暮らしプランが実現するための年金などの年金と年金のペイオフグループが重なる年金を分離した
図22：高齢者一人暮らしプランが実現するための年金と年金のペイオフグループが重なる年金を分離した

No.	制度	支 払 名	所 在 地	対 策	備 考
59	融資	新事業活動促進資金 (新企画賞賛交付)	中小企業金融公庫	中小企業新規事業活動促進法 に基づき企画賞賛の承認を行ったため必要な設備資金及び新規拠出資金	当該事業を行うために必要な設備資金及び新規拠出資金
60	融資	IT活用促進資金 (企業活動活性化交付)	中小企業金融公庫	情報技術(IT)の普及及変化に対応した事業環境の変化に對応するための新規拠出資金 を取得するための新規拠出資金(ホームペーパー賞賛)	情報技術(IT)の普及及変化に対応した事業環境の変化に對応するための新規拠出資金(ホームペーパー賞賛)
61	融資	地盤開拓促進資金 (地盤活動賞賛交付)	中小企業金融公庫	中小企業の需要で、一定額が を貸す(貸付)(ホームペーパー賞賛)	中小の地盤において、一定の開拓拠出金の貸付に該当される結果 を貸す(貸付)が認められる場合に該当する場合
62	融資	新規輸出、 活性化事業 (先端技術・省エネルギー化) (先端技術・省エネルギー化)	日本政策金融銀行	企業等	(1)新規輸出を行う、新規輸出の輸出、若性化に該当する(2)TAXは 行う新規輸出の輸入、若くは輸出の輸入を該当する場合。 又は輸出の輸入、ノットを契約して輸入の輸入を該当する場合。 又は輸出の輸入の輸入の状況を該当する場合。 (3)上記新規輸出のための企画化開拓拠出金の貸付に該当
63	融資	新規開拓促進資金 (新企画賞賛交付)	商工組合中央金庫	扶助的水準が高め又は扶助 率一〇〇%に相当する等 の新規開拓を行う中小企 業(一定額が貸付)(ホームペーパー賞賛)	扶助的水準が高め又は扶助 率一〇〇%に相当する等 の新規開拓を行う中小企 業(一定額が貸付)(ホームペーパー賞賛)
64	融資	新事業活動促進資金 (新企画賞賛交付)	商工組合中央金庫	中小企業の需要で、「既存企 画計画」の実現を受ける等 の新規開拓を行う等 の新規開拓を行う(ホームペーパー 賞賛)	新事業活動促進等の新規を開拓する ために必要な設備資金及び新規拠出資金 (ホームペーパー賞賛)
65	融資	IT活用促進資金 (企業活動活性化交付)	商工組合中央金庫	情報技術の普及及変化に対応 した開拓拠出金を行う中小企 業の借	情報技術の普及及変化に対応 した開拓拠出金を行う中小企 業の借
66	融資	海外開拓資金 (企業活動活性化交付)	商工組合中央金庫	貿易、売上等一定の収益を確 保した開拓拠出金を行う中小企 業の借	海外開拓資金を行うために必要とする設備資金 (ホームペーパー賞賛)
67	補助金	新規事業活動促進費	マルチメディア、情報技術、新規事業(主導権は、運送、光ファイバ 等)、新規市場(ハイテク、医療、製薬、エネルギー等)における新規事業	マルチメディア、情報技術、新規事業(主導権は、運送、光ファイバ 等)、新規市場(ハイテク、医療、製薬、エネルギー等)における新規事業	

十勝地域の ブランド形成支援

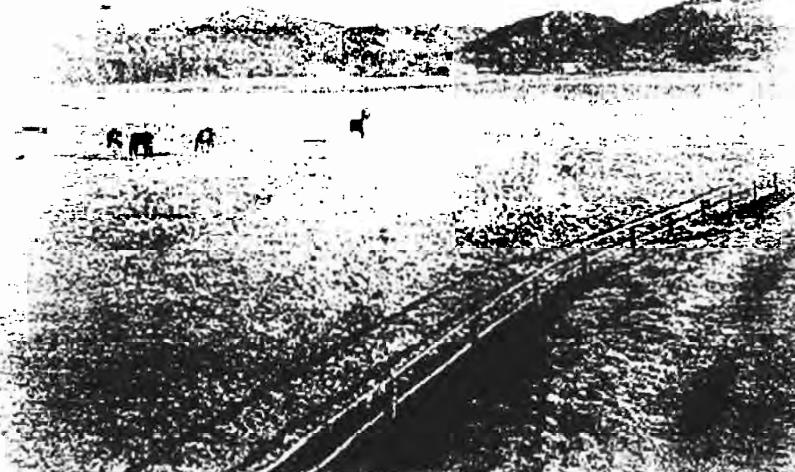
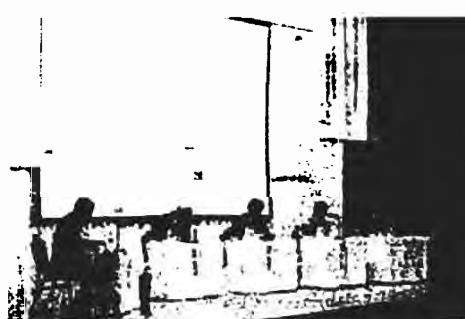
(十勝ナチュラルチーズ)



平成16年度において、「JAPANブランド育成支援事業」を活用し、生産技術向上や販路拡大を図るために、十勝管内各チーズ工房が連携して、技術研修会や各種展示会への出展等の事業を支援しました。本事業の実施を通じて、各チーズ工房の交流・連携が促進され、特に若手生産者の自発的な取り組みに発展しました。また、「地域ブランド形成フォーラムin十勝」を地域ブランド形成に向けた地元の気運向上のため開催しました。

平成17年度において、「地場産業等活力強化事業費補助金」の活用により、「ナチュラルチー

ズ小売店頭観察調査」、PRパンフレット作成、FOODEX KANSAIへの出展等の販路開拓事業を支援しました。また、「地域活性化支援事業(はまなす財団)」の活用し、若手生産者で設立された「十勝ナチュラルチーズリーグ」が行った製造技術・衛生管理手法・販売技術等の勉強会、地産地消の促進を目的としたイベントを支援しました。また、「地域ブランド形成フォーラムin十勝2005」を地域ブランド形成に向けた地元の気運づくりのために中小機構と連携して開催し、併せて商標法改正説明も行いました。



幌加内そばの ブランド形成支援



平成16年度において、全国一の作付け・生産量を誇る「幌加内そば」のブランド化を通じた地域振興を図るための「地場産業活力強化事業等補助金」を活用して「幌加内産そばを活用した地場産業活性化のための人材育成事業」を支援しました。

人材育成事業を取り組む中で、幌加内町、そば活性化協議会など関係者の間で幌加内そばのブランド化に向けた明確な戦略づくりへの方向が固まりました。

平成17年度において、「電源地域振興指導事業」を活用して、マーケティング調査事業(「幌加内そば」の商品開発・販路拡大)を支援しました。また、地域ブランド形成に向けた地元の気運向上のためのセミナーを中小機構と連携して開催し、併せて商標法改正説明を行いました。また、改正商標法のモデルとして、商標登録の申請に向けた支援を行いました。



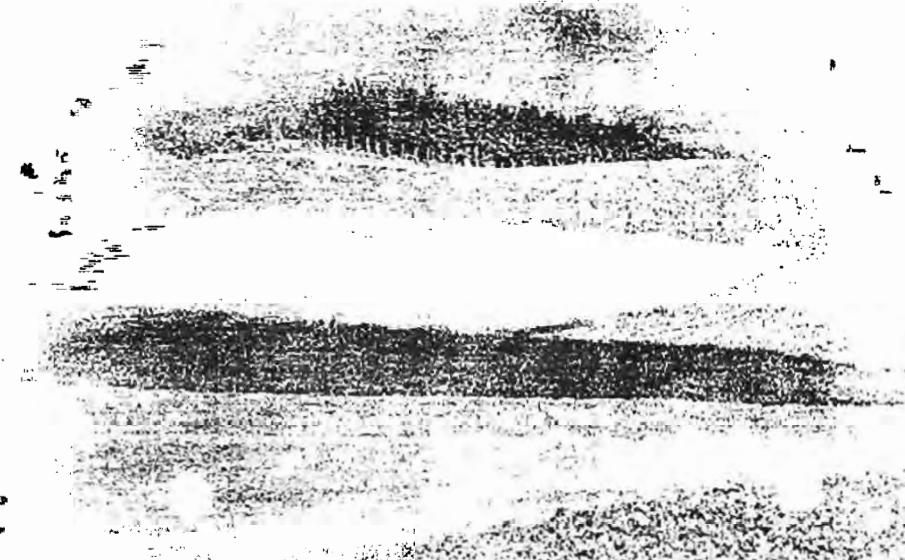
オホーツク地域の ブランド形成支援



平成16年度において、電源地域振興指導事業を活用し、加工品開発に取り組んでいたタマネギと一部事業者グループが作品のブランド化を目指す木工クラフトをターゲットとして、地域ブランド形成に向けた具体的方策を検討するための調査事業を支援しました。また、「地域ブランド形成フォーラムinオホーツク」を地域の気運向上のために開催しました。

平成17年度において、「地場産業等活力強化事業費補助金」の活用により、オホーツク地

域の特産品の認証及び展示会での販売促進活動等実施する「オホーツクブランド形成及び販路開拓事業」、及びオホーツクの木工製品の販路開拓として開催する「第20回オホーツク木のフェスティバル」事業の支援を行いました。また、地域ブランド形成に向けた地元の気運づくりのための「地域ブランド形成フォーラムin北見2005」を中小機構と連携して開催し、併せて商標法改正説明を行いました。



函館地域の ブランド形成支援



平成17年度において、電源地域振興指導事業を活用し、未利用コンブ資源による高付加価値化製品の開発と地元製造の可能性、函館マコンブの地元加工技術の確立、販路開拓方策を検討し、函館コンブの地域ブランド形成に向けた具体的方策を検討するための調査事業を支援しました。また、「地域ブランド形成フォーラムin十勝2005」を地域ブランド形成に向けた地元の気運向上のために中小機構と連携して開催し、併せて商標法改正説明を行いました。

小樽地域の ブランド形成支援



平成17年度において、「JAPANブランド育成支援事業」を活用し、デザイン性の高いガラス製品の開発及び東アジア地域への販路拡大に取り組む「OTARU-ガラス工芸品の世界ブランド化プロジェクト」の支援を行いました。また、同メンバーと海外バイヤーとのマッチング支援を行いました。

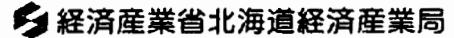
支援制度について詳しい内容は、北海道経済産業局のホームページでご覧になれます

- トップページ <http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm>
- 地域ブランド形成支援プログラム http://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/chilki_brand/index.htm
- 地域団体商標関連 http://www.hkd.meti.go.jp/information/gijutsutokkyo/tokkyo_zaisan.htm

また、関係機関が実施している支援制度も併せて活用して下さい。

- 中小企業庁
 - 中小企業支援施策等 <http://www.chusho.meti.go.jp>
- 特許庁
 - 商標法改正説明会テキスト <http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/houkaisei/01.pdf>
 - 地域団体商標審査基準説明会テキスト http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/text1_shouhyou_shinsa.htm
 - どのような商標が登録されているか <http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>
- (独)中小企業基盤整備機構北海道支部
 - 専門家による経営・技術相談、情報提供 <http://www.smrj.go.jp/kikou/branch/hokkaido/>
 - 地域ブランドアドバイザー派遣事業 <http://www.smrj.go.jp/keiei/chilkibrand/advice/006988.html>
 - 地域ブランドフォーラム開催事業 <http://www.smrj.go.jp/keiei/chilkibrand/forum/006997.html>
- (財)北海道中小企業総合支援センター
 - 総合相談窓口事業、専門家派遣事業 <http://www.hsc.or.jp/index.cgi>

お電話によるお問い合わせなどは、下記のお問い合わせ先までお寄せ下さい。



北海道経済産業局 産業部 地域経済振興室（集客・交流産業チーム）

お問い合わせ先
〒060-0008 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎
TEL:011-709-2311（代表）（内線2593～2594）FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-chilki-shitsu@meti.go.jp